

令和3年度山形県主任介護支援専門員研修実施要綱

1 目的

この研修は、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とします。

2 研修実施主体 山形県

研修実施機関 一般社団法人山形県老人福祉施設協議会（山形県より委託）

3 対象者(受講要件)

- (1) 介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員であること
- (2) 利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者
(※申込時に提出する居宅サービス計画書等の内容を確認し判断します。)
- (3) 「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は「介護支援専門員更新研修実施要綱」の3の(3)に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者
- (4) 以下の①から④のいずれかに該当すること
 - ① 専任(※1)の介護支援専門員として従事した期間(※2)が通算して5年(60ヶ月)以上である者（原則として兼務は認めません。ただし、居宅介護支援事業所の管理者との兼務は期間として算定できるものとします）
 - ② 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間(※2)が通算して3年(36ヶ月)以上である者（ただし、居宅介護支援事業所の管理者との兼務は期間として算定できるものとします）
 - ③ 施行規則第140条の66第1号イの(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者(※3)として、現に地域包括支援センターに配置されている者とします。
 - ④ 介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者(※4)とします。

≪※1～4の定義等≫

- ※1 「専任」とは、常勤専従として令和3年5月10日の申込み期限の時点で業務に従事している者とします。
- ※2 「従事した期間」は、現所属のみの期間ではなく、介護支援専門員として実務に携わった期間全体とします。ただし、病気休業、産休及び育児休暇等の期間は、従事した期間として認めません。また、従事した期間として算定できるのは以下の【事業種別】①～⑦において、介護支援専門員として就労（サービス計画の作成業務に必ず携わっていること）している期間とします。

【事業種別】

※該当する①～⑦の番号を様式1、2の事業種別番号の欄に記載すること。

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所
- ③ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業所

- ④ 介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設（介護医療院）
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所
- ⑦ 介護予防支援事業所、地域包括支援センター（基幹型地域包括支援センターに従事する者が申込み場合は、基幹型以外の①～⑦の施設における専任の従事期間を算定すること）

※3 「主任介護支援専門員に準ずる者」とは、ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有する者で、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者です。（平成18年10月18日老計発第1018001号厚生労働省老健局計画課長通知「地域包括支援センターの設置運営について」）

※4 都道府県が適当と認める者とは以下①と②の全てに該当する者とします。

- ① 介護支援専門員としての業務に従事した期間が5年（60か月）以上あること
- ② 現に行政機関、地域包括支援センターに所属する者で、介護支援専門員又は主任介護支援専門員に対し指導実績のある者のうち、市町村長が推薦する者

4 募集定員 100名

5 申込方法

Zoomでの研修となりますのでメールアドレスの登録を必ず行ってください。
アドレス登録専用URL

<https://forms.gle/a1H1y6FfuaNTqRw5A>

アドレス登録 QR コード→



- (1) 様式1（受講申込書）
- (2) 様式2（実務経験証明書）
 - ※地域包括支援センター用または事業所用
- (3) 様式3-1、3-2、3-3（自立支援を包含する担当事例）
 - ※添付書類 利用者・家族・サービス事業所等については記号化する等個人情報に配慮し、記載すること。
 - ・ 居宅介護支援等の場合－居宅サービス計画書 第1表から第5表（直近のもの）
 - ・ 施設等の場合－施設サービス計画書第1表から第3表又は第1表・第2表、第4表及び第5表から第6表
 - ・ 介護予防支援等の場合－上記計画書に準ずるもの（基本情報、基本チェックリスト、介護予防サービス・支援計画書、介護予防支援経過記録（サービス担当者会議要点の記録を含む）、介護予防サービス評価表）
 - ・ 予防・地域密着にあっては上記に準ずるもの
- (4) 様式4-1（様式4-2①～⑨については下記URLより入力してください。）
研修記録シート入力URL → <https://forms.gle/xDf8s91xCX5a4vRo9>
※パソコン入力を推奨します
- (5) 専門（更新）研修課程 I 及び II の修了証書の写し（直近のもの）
- (6) 介護支援専門員証の写し
- (7) 様式1-①都道府県の認める者（指導実績）証明書（該当者のみ）

【申込時の注意事項】

- ・ 様式は一般社団法人山形県老人福祉施設協議会のホームページからダウンロードしてA4用紙に片面印刷で作成し、左上をクリップで留めて提出してください。（ホチキス止め不可）
- ・ 上記（1）～（7）の書類を角2封筒に入れ、封筒の表に朱書きで「主任介護支援専門員研修申込書在中」と明記のうえ**5月10日（月）までに簡易書留【必着、期限経過後は受け付けません】**で申し込みしてください。
※普通郵便で送られた場合の郵便事故による未着・誤送については一切責任を負えません。
- ・ 持参・FAXでの申込は受付できません。
※普通郵便で送られた場合の郵便事故による未着・誤送については一切責任を負えません。
- ・ 申込書類の不備がある場合は受講を認めませんので、申込み時にチェックシートによる必要書類の確認を必ず行ってください。
- ・ 様式2「実務経験証明書に係る証明者」は地域包括支援センターの場合は市町村長、委託事業所の場合は法人の代表者とし、それぞれ**市町村長印又は法人代表者印の押印が必要です**。押印のないものは受付できません。
- ・ 「受講申込書」及び「実務経験証明書」の内容を研修実施機関で確認し、対象者要件を満たさないと判断した場合は受講を認めない、もしくは追加の資料の提出を求める場合があります。
- ・ 6の受講決定後に「受講申込書」及び「実務経験証明書」に虚偽の記載が判明した場合（常勤専従としての従事期間が不足しているなど受講要件を満たしていない場合など）は受講を取り消します。記入にあたっては辞令書・勤務表等を必ず確認のうえ、正確に記載してください。
- ・ 令和3年5月10日の申込み期限の時点で主任介護支援専門員有効期間内である者は、受講対象外です。
- ・ Zoomを使用した研修となりますので別紙「Zoom研修受講について」をご覧くださいのうえ受講申込をお願いします。

6 受講決定

- ・ 受講の可否については、受講要件を確認のうえ、**6月中旬に勤務先あてに通知します**。なお、受講要件を満たした者が受講定員を大幅に上回ったときは、現任の居宅介護支援事業所の管理者（経過措置対象者）であること方を優先し、厳正なる抽選により決定することとします。
- ・ 同一の事業所から複数の受講申込みがあった場合は、上記の優先要件を適用した上で、最も優先する者1名のみとする場合があります。

7 経 費

- ・ 受講料は山形県手数料条例に基づき **37,000円** とし、受講決定通知に併せて送付する所定の用紙に、**山形県収入証紙**を過不足なく貼付のうえ、期限までにご提出ください。なお、いかなる理由があっても納入された受講料は返金しません。

8 研修科目及び日時

- ・ 別紙1のとおりですが、都合により変更する場合があります。その場合は、山形県老人福祉施設協議会ホームページにてお知らせしますので随時確認してください。

9 研修当日にまでに準備する物

- ・ 受講決定通知書、テキスト、講師の指示による課題や事例のほか、必要がある場合、別途通知します。

10 遅刻、欠席等の受講上の注意

- ・ 研修課程は71時間すべてを履修する必要があります。遅刻、早退、欠席は認めません。特別な事情がある場合は、必ず当会事務局へ連絡してください。
※Zoomへの接続が不安定で受講できなかった場合等は参加と認められませんので、事前の接続確認に必ず参加してください。

11 修了認定

- ・ 研修の全課程を受講し、研修審査委員会により可とされた者を修了者と認め、修了証書を交付します。

12 個人情報の取り扱い

- ・ 研修申込みで取得した受講者の個人情報の取扱いについては、本研修の実施及び山形県への報告、照会以外は使用しません。
- ・ 新型コロナウイルスによる感染者が発生した場合、感染拡大防止の調査のため、個人情報を保健所等行政機関へ提供することがありますので、勤務先等ご連絡先が変更になった場合は必ずお知らせください。

13 主任介護支援専門員研修修了者の活動について

- ・ 主任介護支援専門員は、所属事業所の介護支援専門員に対する助言・指導のみならず、地域包括ケアシステム構築の牽引役としての活躍が期待されており、県が行う研修会等において講師または演習助手等として、人材育成の役割を担っていただきますので予めご承知おきください。

14 申込み、問い合わせ先

〒990-0021 山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター内
一般社団法人山形県老人福祉施設協議会 事務局

研修専用TEL:023-666-8506 (問合せ時間 平日9:30~16:00)

FAX:023-616-5570

E-mail:care@scws.yamagata.jp

HP:www.scws.yamagata.jp

山形県老人福祉施設協議会のホームページのQRコード→

